

《令和7年度 就学援助制度について》

鳩山町教育委員会

鳩山町では、町立小・中学校へ通うお子さまの学用品の購入や給食費の支払いでお困りのご家庭に対し、給食費については全額、学用品等の購入費は費用の一部を援助しています。これまで援助を受けている方で、継続して援助を希望される場合でも、毎年申請が必要です。

1 対象となるご家庭

鳩山町に住所があり、鳩山町立小・中学校へ通うお子さまがいるご家庭で、同じ住所に住んでいるご家族全員の収入（自営業の方は所得）の合計額が生活保護基準（※1）の1.3倍以下である世帯が対象です。教育委員会で審査を行います。

※1 生活保護基準額は、ご家族の人数や年齢等により変動します。

2 申請方法

「鳩山町就学援助認定申請書」に必要事項を記入・押印し、教育委員会事務局窓口にご提出ください。申請は随時受付けています。

3 注意事項

- 二世帯住宅や同じ敷地内の別棟に居住する場合でも、同居とみなします。
- 認定審査の際に、前年中の所得額等を確認します。必ずご家族全員の税申告を済ませた上で、お申込みください。
- 申請内容と異なる事実が判明した場合には、認定を取り消し、支給済みの援助金をお返しいただくことがあります。
- 申請される時期により、年間支給額が減額となります。

4 支給内容の例（予定）

（令和7年4月1日現在）

援 助 項 目	小 学 校		中 学 校	
学用品・通学用品費 【年額】	1 年生	11,630 円	1 年生	22,730 円
	2～6 年生	13,900 円	2～3 年生	25,000 円
新入学児童生徒学用品費 【年額】 (4 月までの申請者のみ)	1 年生	57,060 円	1 年生	63,000 円
校外活動費（宿泊なし） 【上限額】	1,600 円		2,310 円	
校外活動費（宿泊あり） 【上限額】	3,690 円		6,210 円	
修学旅行費 【上限額】	22,690 円		60,910 円	
生徒会費 【上限額】	4,650 円		5,550 円	
P T A 会費 【上限額】	3,450 円		4,260 円	
卒業アルバム代等 【上限額】	6 年生	11,000 円	3 年生	10,000 円
オンライン学習通信費【上限額】【世帯】	15,000 円		15,000 円	
学校給食費	無償化		無償化	
独立行政法人日本スポーツ振興センター 災害共済掛金	小中学校とも保護者負担掛金の 1／2			

■お問い合わせ

鳩山町教育委員会事務局 総務・学校教育担当
電話 296-1227（直通）